

栃木県脳卒中啓発プロジェクト参加要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県民の脳卒中対策に資するための「栃木県脳卒中啓発プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。))の事業参加に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 脳卒中の予防及び脳卒中の疑いがある場合の適切な対応方法に関して、県民に対する知識の普及を図ることを目的として本事業を実施する。

(参加団体等)

第3条 県、市町及び関係機関・関係団体・企業等(以下「参加団体等」という。)プロジェクトの効果的な推進を図るため、各種の取組を行う。

2 プロジェクトに参加しようとする者は、健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員登録要領第3条の規定による会員登録を行う。

(参加団体の取組)

第4条 参加団体は、次に掲げる取組を行う。

ア プロジェクトの周知に関すること

イ 目的を達成するための活動・事業(以下「活動等」という。)の実施に関すること

ウ 推進団体等との連絡・調整に関すること

エ その他プロジェクトの目的を達成するために必要なこと

(報告)

第5条 参加団体等は、別に定める参加細則により活動し、各種活動等の計画及び実績を県に提出するものとする。

附則

この要領は、平成26(2014)年4月1日から適用する。

この要領は、平成28(2016)年6月6日から適用する。

この要領は、平成30(2018)年6月28日から適用する。

別記

栃木県脳卒中啓発プロジェクト 参加団体等参加細則

本プロジェクトの取組は以下のとおりとし、以下の1～3の要件を全て満たした場合は「栃木県脳卒中啓発プロジェクト」の名称を使用することができることとする。

- 1 脳卒中の予防や初期症状の啓発を行うために、参加団体等が主体となって行う取組であること
 - ・参加団体等が企画・運営すること。
- 2 利益の追求を目的としない取組であること
 - ・費用を徴収しないこと。
 - ・特定の商品及びサービスの宣伝となることは、プロジェクトとして厳に慎むこと。
- 3 事前・事後の届出をすること
 - ・参加団体等は県に別紙1，2により届出を行う。
- 4 その他
 - ・普及・啓発を行う際には、県及び他の推進団体等が提供する啓発資料等を相互に活用できること。
 - ・この要領に定めのないものについては、その都度協議して定める。